

火災概況月報 (令和8年1月分)

2025年度全国統一防火標語 『急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし』

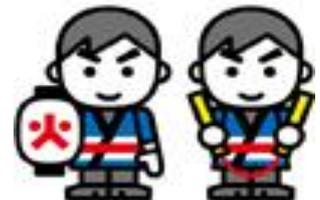
火災概況通信 2月号 令和8年2月27日
編集・発行 岐阜県消防課 TEL 058-272-1123

区分	火災件数(件)						焼損面積			火災損害額 (千円)	焼損棟数 (棟)	り災世帯数 (世帯)	り災人員 (人)	
	計	建物		林野	車両	その他	建物焼損 床面積(m ²)	建物焼損 表面積(m ²)	林野焼損 面積(a)					
		住宅(併用共同舎)	その他											
合計	前月累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	本月計	51	25	11	0	5	10	561	115	0	54,096	32	19	46
	累計	51	25	11	0	5	10	561	115	0	54,096	32	19	46
	前年累計比較	△16	1	1	△1	0	△17	△1,602	23	△2	△87,221	△23	△13	△24
前年	同月分	67	24	10	1	5	27	2,163	92	2	141,317	55	32	70
	累計分	67	24	10	1	5	27	2,163	92	2	141,317	55	32	70

区分	死傷者数		出火原因(件)												
	死者 (人)	負傷者 (人)	計	たばこ	こんろ	火遊び	たき火	放火	放火の疑い	ストーブ	火入れ	電灯・電話 等配線	その他	不明 調査中	
合計	前月累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	本月計	5	13	51	2	2	0	4	2	0	1	0	1	13	26
	累計	5	13	51	2	2	0	4	2	0	1	0	1	13	26
	前年累計比較	1	4	△16	△4	△3	0	△6	0	△1	△5	△8	1	△2	12
前年	同月分	4	9	67	6	5	0	10	2	1	6	8	0	15	14
	累計分	4	9	67	6	5	0	10	2	1	6	8	0	15	14

※数字は速報値ですので、今後変わる場合があります。

- 1月の総出火件数は51件で、前年同月に比べ16件減少(23.9%減)しました。
 - ・建物火災は36件(2件増)、林野火災は0件(1件減)、車両火災は5件(増減なし)、その他火災は10件(17件減)となっています。
 - ・建物火災は全火災の70.6%でした。
- 1月の火災による死者は5人で前年同月と比較し1人増加し、負傷者は13人で前年同月と比較し4人増加しました。
- 出火原因の第1位は「たき火」で4件でした。
 - ・「放火」と「放火の疑い」を合わせた件数は2件(3.9%)です。



★ 令和8年春の全国火災予防運動が始まります！

令和8年3月1日から3月7日まで、令和8年春の全国火災予防運動が実施されます。

春は空気が乾燥し、風が強くなることなどから、年間を通して火災が多く発生する季節です。

期間中は、各地で消防訓練や住宅防火等啓発活動などが実施されます。この機会に身の回りの防火対策、火災発生時の対処などについて確認しましょう。

〈住宅防火 いのちを守る 10のポイント -4つの習慣・6つの対策-〉

4つの習慣

1. 寝たばこは、絶対にしない、させない。
2. ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

◆林野火災注意報・警報の運用が始まりました！

乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい時は「林野火災注意報」が、

さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい時は「林野火災警報」が市町村長により発令されます。

林野火災注意報の発令中は、たき火等の屋外での火の使用を控えてください。

また、林野火災警報の発令中は、屋外での火の使用は禁止です。

※詳しくは各市町村の火災予防条例をご確認ください。



★ 2025年度 全国統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

★ 住宅用火災警報器を設置しましょう！！

■ 県内の令和7年6月時点の設置率は82.0%！

消防法の改正により、県内では平成23年5月31日までの設置が義務化された、住宅用火災警報器の設置率(令和7年6月時点)が7月に公表されました。

全国における住宅用火災警報器の設置率は84.9%、岐阜県における設置率は82.0%となっており、前回の82.1%から0.1ポイントの減少となります。

47都道府県中、岐阜県の設置率は31番目となります。

○設置義務のある場所

寝室と寝室がある階の階段上部(寝室が2階以上の場合)

・新設住宅 平成18年6月～ ・既存住宅 平成23年6月～

	設置率	参考(前回)	増減	条例適合率
	R7.6	R6.6		R7.6
全国	84.9%	84.5%	0.4	65.8%
岐阜県	82.0%	82.1%	-0.1	63.1%

設置率:設置義務のある場所の一部分でも設置している住宅を含めた割合
条例適合率:設置義務のある場所すべてに設置している住宅の割合



あなたや家族の大切な命を守るために、一日も早い住宅用火災警報器の設置をお願いします。